

## 「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

### <目次>

#### ○ねんきん定期便（必ずご確認ください）

- これまでの保険料納付額（累計額）……………B-1
- これまでの年金加入期間、老齢年金の見込額……………B-2
- これまでの「年金加入履歴」……………B-3
- これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況……………B-4厚
- これまでの国民年金保険料の納付状況……………B-4国  
（国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）

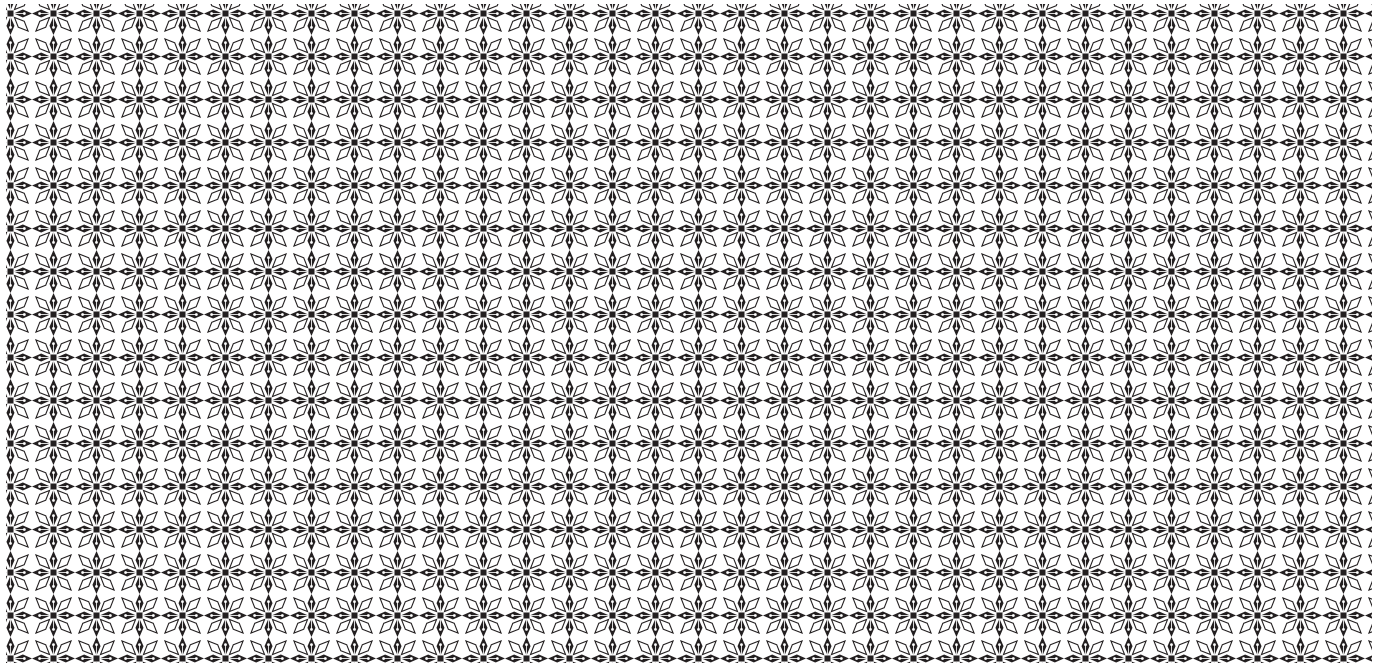
#### ○「ねんきん定期便」の見方（冊子）

#### ○大切なお知らせ（年金の受給開始時期の繰り下げ等について）

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせ先

### 国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556（ナビダイヤル）  
0570におかけになれない場合等 03-3265-8155（一般電話）  
受付時間 月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）9:00～17:30  
間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめのうえ、  
おかけ間違いのないようお願いいたします。



# ねんきん 定期便

この定期便は、下記時点で作成しています。

納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

国民年金および 一般厚生年金期間	国共済厚生年金期間および 地共済厚生年金期間	私学共済厚生年金期間

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このページの見方は、見方(冊子)の2~3ページをご覧ください。

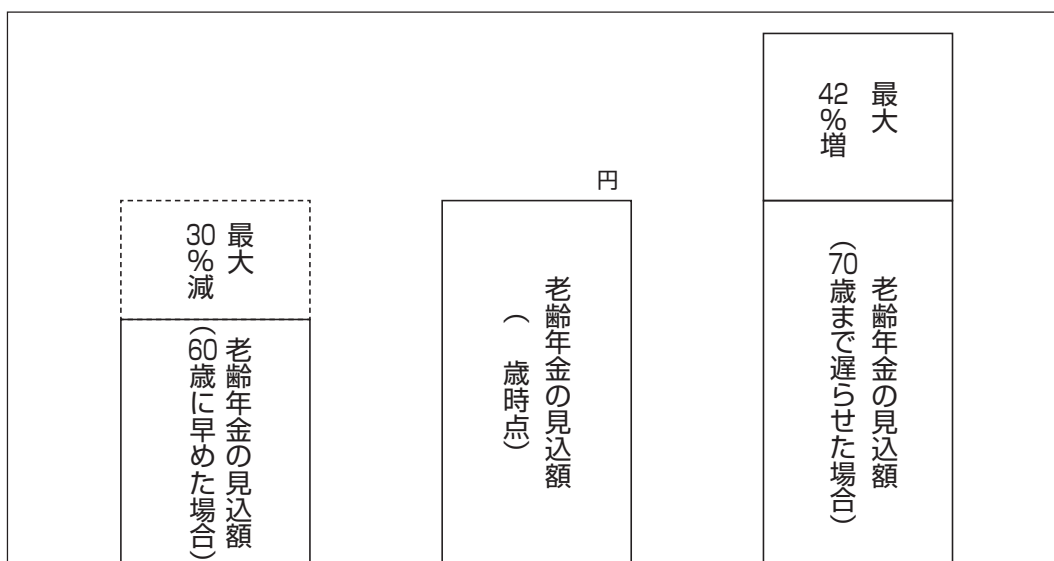
①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。

②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。

(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)

(注) 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。

③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



## 1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1)国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2)厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

このページの見方は、見方(冊子)の4～5ページをご覧ください。

## 2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険(b)				月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

## 3. 老齢年金の種類と見込額(年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～	
(1)基礎年金	/			老齢基礎年金	
				円	
(2)厚生年金保険	一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	
		(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	
		円	円	円	
	国共済厚生年金期間 および 地共済厚生年金期間	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
		円	円	円	円
		(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))
	私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
		円	円	円	円
		(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	1年間の受取見込額	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))
		円	円	円	円
		円	円	円	円

※年金見込額は今後の加入状況や経済動向によって変わります。あくまでも目安としてください。

### 【備考欄】

**これまでの『年金加入履歴』です。**  
**表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。**  
**(このお知らせは、見方(冊子)の6～9ページをご覧ください。)**

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等							④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
⑦国民年金(a)										⑧船員保険(c)	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間
								( )			
⑨厚生年金保険(b)								⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	⑪合算対象期間等(うち特定期間)	⑫受給資格期間	
一般厚生年金(厚年)		国共済・地共済厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険計		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)	
加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(経過的職域)	加入期間(経過的職域)	加入月数(基金)	加入期間(基金)				

(※) 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

# これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。  
 (このお知らせは、見方(冊子)の10～11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、B-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												
	標準報酬月額												
	標準賞与額												
	保険料納付額												

